

(様式1)

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者の公募について

令和 8 年 月 日

山形県置賜総合支庁建設部河川砂防課

県管理の河川区域内における支障木伐採利用希望者を下記のとおり公募しますので、希望者は下記に基づき、申込書を提出してください。

記

1. 公募内容

(1) 伐採場所（河川、区間）

米沢市	大字花沢	地内	①最上川	花沢大橋上流右岸
	窪田町	地内	②鬼面川	鬼面川橋下流右岸

(2) 伐採期間

認定の日から令和8年3月12日（金）

(3) 伐採区間の距離・面積

伐採場所①	L=150m	W=30m	A=4,500 m ²
伐採場所②	L=112m	W=25m	A=2,800 m ²

(4) 伐採対象木の種類・推定量

伐採場所①	アカシア等	V=15.75 m ³
伐採場所②	アカシア等	V=18.48 m ³

(5) 補助金の有無及び金額

伐採場所①	有り：931,000 円
伐採場所②	有り：554,000 円

2. 申込書の提出先

○置賜総合支庁建設部 河川砂防課 維持調査担当
住所：〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50
電話番号：0238-26-6085

○令和8年10月30日（金）午後5時まで持参または郵送（30日必着）願います。

※申し込みにあたっては、本事業に係る取扱要領及び補助金交付要綱を参照願います。

なお、取扱要領等は山形県（置賜総合支庁）のホームページで確認できます。

3. 留意事項

- (1) 県が管理する河川区域内の支障木撤去の促進と有効利用を目的とするものであること。
- (2) 河川管理上の支障にならない範囲での取扱いとするものであること。
- (3) 申込者が伐採等を行う際は、伐採木付近の民地所有者からの立ち会い等により了解を得て行うこと。万が一、問題が生じた場合は、申込者の責任において解決すること。
- (4) 伐採等の期間は、鳥類の営巣や漁業等に配慮して11月から翌年3月末までを原則とするが、その他の期間の伐採を要望する場合は河川管理者と協議するものとする。
- (5) 伐採利用において不要となるものについては、申込者の責任で適正に処理すること。例えば、伐採後の枝葉等をそのまま置き去りにしたり、下流に流したり、または不法に投棄してはならない。処理施設へ搬出するときは、搬出先について河川管理者と協議するものとする。
- (6) 支障木の伐採・処分に係る経費は、県からの補助金を除き申込者の負担とするものであること。
- (7) チェーンソー等を使用する場合は十分に注意すること。
- (8) 申込者については、取扱要領に基づき審査の上認定者を決定するものとし、伐採利用について認定されない場合がある。
- (9) 第三者が立ち入れないように適切な処置を講ずること。